

宇宙協力に関する覚書の概要について

- (1) 内閣官房（宇宙開発戦略本部事務局）（注）、日本国外務省、英国外務省及び英国宇宙庁（UKSA）を本文書の当事者とする。
- (2) 当事者は宇宙空間利用における日英間の協力プログラムを共同で発掘し、企画立案し、促進する。
- (3) 今後検討されることとなる個別の協力分野は以下に掲げるものを含むが、これに限定されるものではない。
 - a) 民生地球観測
 - b) 衛星航法システム及びその利用
 - c) 宇宙技術分野における産業協力
 - d) 宇宙基盤を活用した新サービスやアプリケーションの開発
 - e) 宇宙空間利用のための国際規範における協力。
- (4) 本覚書の実施のために、当事者は関係省及び機関の職員、科学者及び専門家の参加を得て合同委員会を開催する。
 - ・ 合同委員会の議長は内閣官房（宇宙開発戦略本部事務局）、日本国外務省、英国外務省及び英国宇宙庁とする。
 - ・ 合同委員会は協力全体の枠組みについて討議を行うとともに決定し、協力の状況に応じてワーキンググループを設置または廃止する。
 - ・ 合同委員会は協力の状況を把握し、調整が必要な場合助言を行う。
- (5) 本覚書は如何なる法的義務も財政的義務も生じさせるものではない。
- (6) その他に、輸出管理法制の遵守、知的財産の尊重等についても記載している。
- (7) 古川宇宙開発担当大臣が内閣官房（宇宙開発戦略本部事務局）を代表し、玄葉外務大臣が外務省を代表し、デービッド・ウィレットツ高等教育・科学担当大臣が英国宇宙庁を代表し、ウィリアム・ヘーグ外務大臣が英国外務省を代表して本文書に署名した。

注：国会に提出されている内閣府設置法等の一部を改正する法律案が成立した後は、本文書における内閣官房（宇宙開発戦略本部事務局）の地位は内閣府に新設される宇宙部局に継承される。